

維持管理状況の記録（令和7年3月）

測定に関する事項							処分した廃棄物に関する事項		
項目	1号炉			2号炉			廃棄物の種類		一般廃棄物
	燃 焼 ガ ス 温 度	集 じん 器 入 口 温 度	排 ガ ス C O 濃 度	燃 焼 ガ ス 温 度	集 じん 器 入 口 温 度	排 ガ ス C O 濃 度			
日付	(℃)	(℃)	(ppm)	(℃)	(℃)	(ppm)	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去に関する事項		
1	904	166	2	905	166	2	冷却設備（ボイラ）		
2	908	167	3	896	167	2			
3	923	167	3	901	166	1	1号炉 ボイラに付着したばいじんの除去（スートブロワ）は、稼働中毎日実施		
4	924	166	3	909	166	2			
5	927	166	3	907	165	1			
6	926	166	3	903	166	2			
7	924	165	2	904	165	2			
8	938	166	2	909	166	1			
9	930	167	2	917	167	2	排ガス処理設備（バグフィルタ）		
10	932	167	1	917	167	1			
11	924	166	2	923	166	2	1号炉 バグフィルタに付着したばいじんの除去（ダスト払い出し）は、稼働中毎日実施		
12	925	165	1	927	165	1			
13	938	165	2	920	166	2			
14	932	166	3	919	166	2			
15	933	168	3	909	167	2			
16	918	168	2	914	169	2			
17	931	166	1	923	167	1			
18	932	166	2	932	165	3			
19	897	164	3	941	165	2			
20	904	165	3	932	165	2			
21	912	165	2	937	164	2			
22	916	166	3	920	166	3			
23	919	167	2	910	167	2			
24	923	166	5	921	166	2			
25	925	167	4	921	166	2			
26	929	166	3	933	166	2			
27	923	165	4	916	165	2			
28	923	165	3	922	165	1			
29	927	165	2	906	165	1			
30	924	166	3	907	165	2			
31	926	166	3	913	165	2			

※「*」は焼却炉の立上げ（使用開始）又は立下げ（使用停止）中を示します。
測定位置については、別紙「[維持管理状況の記録]データ測定位置」を参照願います。

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に以下のとおり定められています。

（参考）

- 燃焼室中の燃焼ガスの温度（燃焼ガス温度）を800℃以上に保つこと。
- 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器入口温度）をおおむね200℃以下に冷却すること。
- 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素（CO）の濃度（排ガスCO濃度）が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。